

袋井市応急危険度判定士業務マニュアル

平成25年 4月
(令和3年7月更新)
袋 井 市

袋井市応急危険度判定士業務マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、袋井市全域に大規模な地震災害が発生した場合、被災建築物の危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士の業務基準を定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に行い、余震による二次災害の防止を図ることを目的とする。

第2 用語

1 このマニュアルの用語については以下のとおり省略し表記する。

- (1) 被災建築物の応急危険度判定 …… 建物判定
- (2) 被災建築物応急危険度判定実施本部 …… 実施本部
- (3) 被災建築物応急危険度判定士 …… 建物判定士
- (4) 袋井市内在住の静岡県登録建物判定士 …… 地元判定士
- (5) 袋井市外から派遣される建物判定士 …… 応援判定士

2 このマニュアルの用語の意義については以下のとおりとする。

- (1) 避難所 …… 市内全域の避難所及び判定が必要とされる建築物をいう。
- (2) リーダー …… 避難所等の判定活動の際、各エリアを統括するリーダー、副リーダーを総称する。各エリアにはリーダー1人、副リーダー2人（中部エリアについては3名）を配置する。
- (3) 班長 …… 一般建築物の判定活動の際、班を統括する班長、副班長を総称する。各班には班長1人、副班長2人を配置する。
- (4) チーム …… 調査及び判定を実施する最小単位であり、判定士2名で構成される。
- (5) 班 …… 調査及び判定を実施する最小グループであり、最大10のチーム（20名）により構成され、実施本部から任命された班長、及び副班長が統括する。

第3 判定業務の心得

- 1 建物判定士は、この判定業務が建築士の社会的責務であることを自覚し、袋井市が定めた本マニュアルを尊重し、迅速かつ誠実に被災建築物の建物判定を行う。
- 2 判定活動実施にあたっては余震、津波及び火災等の発生情報に注意を払い、建物判定士自身の安全確保を最優先する。

第4 第一次判定体制（避難所等の建物判定）

1 判定対象

1日目、2日目は被災直後に避難する市民の安全を確保するため、避難所の建物判定を実施する。（別紙2：避難所耐震性能リスト）

2 判定士の参集行動基準

- (1) 地元判定士は実施本部からのメール、電話連絡及び同報無線で建物判定実施宣言を確認した後、指定された判定拠点に速やかに参集する。

連絡先：実施本部(建築住宅班)

電話：0538-86-3375(内線 377) 無線内線電話：126

- (2) 市内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、連絡の有無に関わらず判定拠点に参集する。ただし、地震発生が夜間の場合、震度 5 強以下の場合は実施本部の指示による。
- (3) 判定拠点及び判定対象となる避難所への移動手度は、確実に到達できる方法を選択する。(自転車、オートバイ等が望ましい。)
- (4) 建物判定士である自覚を持って判定活動へ参加しなければならない。ただし、自宅、勤務先等の被災状況及び自己の健康状態を勘案し、判定活動への参加の可否を判断する。
- (5) 判定活動に参加する場合は、あらかじめ自宅及び勤務先等に行動予定、緊急連絡先等を伝える。
- (6) 1 日目、2 日目とも判定活動開始前、判定活動終了後は原則判定拠点に参集、帰還する。
- (7) 2 日目の参集及び第一次判定の終了時刻についてもメール、電話連絡及び同報無線で確認する。

3 判定拠点

- (1) 判定拠点は以下の 3 箇所とする。

- ①山名コミュニティセンター (北部エリア)
- ②袋井市役所 (中部エリア)
- ③浅羽支所 (南部エリア)

※集合場所は原則として各施設の 1 階入口・市民ホールとする。

- (2) 各判定エリアの判定対象となる地区は以下のとおりとする。

- ①北部エリア：今井、三川、上山梨、下山梨、宇刈
- ②中部エリア：駅前、高尾、高南、豊沢、袋井、川井、袋井西、方丈、田原、袋井北、袋井北四町、袋井東一、袋井東二
- ③南部エリア：笠原、浅羽北、浅羽西、浅羽東、浅羽南

- (3) 判定拠点における地元判定士への指示等は以下のとおりとする。

- ①判定参加者の確認
- ②判定活動の注意事項
- ③判定対象となる建物
- ④判定資機材の貸与
- ⑤判定結果の集約作業

4 判定士の編成

- (1) あらかじめ任命されたリーダーは各エリアを統括し、地元判定士のチーム編制

を行う。

- (2) 第一次判定体制については応援判定士の要請は行わない。
- (3) 副リーダーはリーダーの補佐を行う。
- (4) リーダーが参集できず不在の場合は、副リーダーがリーダーの業務を代行する。
また、副リーダーは必要に応じ参集者の中から副リーダーを補佐するものを選任する。
- (※) リーダー及び副リーダーはあらかじめリーダー不在時の代行者を選任できるよう、平時から準備をしておく。

5 判定資機材等

- (1) 判定資機材は判定拠点で常備されているものと、地元判定士が持参するものに区別し、地元判定士持参の不足分は判定拠点から貸与する。(別紙3：判定資機材等一覧表)
- (2) リーダーは第一次判定体制の終了後、第二次判定体制が開始される際に判定拠点の判定資機材等を実施本部へ運搬する。

6 判定活動の実施(別紙4：第一次判定体制における「判定活動の実施」フロー図)

- (1) リーダーは参加者及び参加人数を集計し、実施本部へ連絡するとともに、応急危険度判定の実施について確認する。
- (2) リーダーは事前に実施本部からの被災地情報等を得て、判定拠点で受付を終えた地元判定士に以下の説明を行う。
 - ①対象となる避難所とその優先順位
 - ②余震情報(震度、頻度等)
 - ③被災地情報(危険区域等)
 - ④気象情報(気温、風速、降雨)
 - ⑤出発、帰還時刻
 - ⑥避難所への移動手段、道路状況
 - ⑦緊急時の連絡方法
- (3) 各判定エリアにおいて、「I b」の避難所については、全棟について判定を実施し、「I a」の避難所については、避難所から判定の要請があった場合は判定を実施する。
- (4) リーダーは判定活動の実施内容及び判定対象となる避難所を地元判定士に伝え、判定拠点に常備された判定資機材をチームへ配布する。
- (5) 判定活動の終了時刻は日没とし、リーダーは終了時刻を地元判定士に周知させる。
- (6) 実施本部への連絡及び報告等はリーダーを経由して行う。
- (7) 大津波警報、津波警報、津波注意報が出された場合、南部エリアは原則判定活動を中止し、実施本部の指示を待つ。
- (8) 判定活動中は応急危険度判定士登録証を携帯し、腕章等を身に付け、建物判定士の識別ができるようにする。

- (9) 判定活動は2人1組で行う。
- (10) 判定活動中は危険箇所等に常に注意を払い、無理な活動を行わない。
- (11) 緊急事態（判定活動中の事故、負傷等）や、倒壊の危険がある建物を発見した場合は、速やかにリーダーを経由して実施本部へ報告する。
- (12) 判定活動は迅速かつ的確に行い、移動中も含め建物判定士としての責任と被災地住民からの期待を認識し、誠意を持って行動する。
- (13) 判定終了後の問い合わせに対応するため、判定調査票に判定結果の判断理由及び対処方法等を記録し、安全ステッカーにも概略を記載する。
- (14) 津波被害を受けた避難所は判定の対象としない。
- (15) 判定活動終了後は判定拠点に戻り、判定結果をリーダーに報告する。
- (16) リーダーは判定結果等を集計し、実施本部へ報告する。
- (17) リーダーは翌日以降も継続して判定活動に参加できる地元判定士に、翌日以降の調整及び説明を行う。

7 判定結果の表示

- (1) 地元判定士は各避難所の判定後、一棟ごとに「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを、建物管理者及び避難者が識別できる箇所に表示する。
- (2) 判定ステッカーには判定結果の判断理由及び対処方法等を簡潔に記載する。

【記載例】

- ①基礎に大きな亀裂、被害拡大のおそれあり。
- ②建物の傾斜大、被害拡大のおそれあり。
- ③柱の一部が腐っており、被害拡大のおそれあり。
- ④電柱の倒壊で被害が及ぶ可能性あり。
- ⑤隣家の倒壊で被害が及ぶ可能性あり。
- ⑥ブロック塀が傾いており、至急撤去の必要あり。

第5 第二次判定体制（一般建築物の建物判定）

1 判定対象

市内の一般建築物の建物判定を実施する。

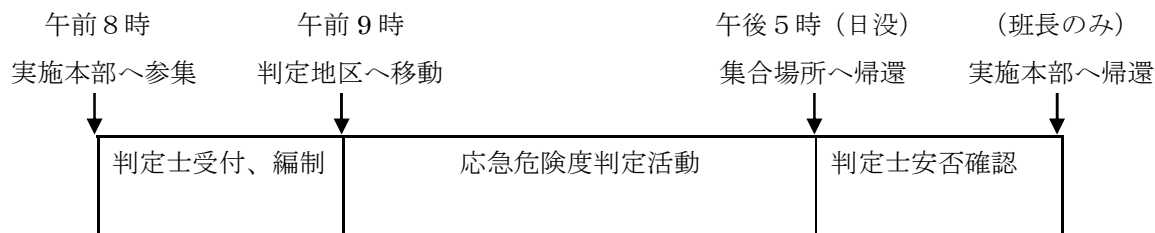
2 判定士の参集行動基準

- (1) 建物判定士の参集基準

ア 参集から活動終了までの流れ

- ①地元判定士は実施本部からのメール、電話連絡及び同報無線で建物判定実施宣言を確認した後、実施本部に参集する。
- ②参集後、担当地区、チーム及び班の編制を行い、各判定地区へ移動し建物判定を開始する。
- ③判定活動終了後、各判定地区の集合場所に帰還する。
- ④班長は班員の安否確認及び判定結果等の集計を行い、実施本部へ帰還する。

◎判定士参集行動表（参集を午前8時、終了を午後5時と設定した場合）



イ 応援判定士は実施本部での受付開始前に、応援判定士団の代表者に自己の健康状態を含め必要な事項の申告を行う。

ウ 実施本部及び判定地区への移動手段は、確実に到達できる方法を選択する。（自転車、オートバイ等が望ましい。）

エ 建物判定士である自覚を持って判定活動へ参加しなければならない。ただし、自宅、勤務先等の被災状況及び自己の健康状態を勘案し、判定活動への参加の可否を判断することができる。

オ 判定活動に参加する場合は、あらかじめ自宅及び勤務先等に行動予定、緊急連絡先等を伝える。

カ 第二次判定体制の2日目以降の判定活動開始前についても原則実施本部に参集する。

キ 第二次判定体制の2日目以降の参集時刻及び第二次判定の終了時刻は、メール、電話連絡及び同報無線等で確認する。

3 実施本部

(1) 「袋井市災害対策本部建築住宅班」へ「袋井市地震被災建築物応急危険度判定実施本部」を開設する。

(2) 実施本部における建物判定士への指示等は以下のとおりとする。

- ①判定参加者の確認
- ②建物判定士の班編制
- ③調査作業の注意事項説明
- ④判定対象となる建物
- ⑤判定資機材の貸与
- ⑥判定結果の集約作業

(3) 実施本部は混雑を避けるため、別に集合場所が設けられる場合がある。

4 判定士の編成

(1) 実施本部は班長を選任し、チーム及び班の編制を行う。ただし、班員の経歴等に詳しい者が班内にいる場合は、編制作業を班長に委ねる場合がある。

(2) 応援判定士のグループに地理に詳しい地元判定士を加える場合がある。

5 判定資機材等

判定資機材は実施本部で常備されているものと、地元判定士が持参するものに区

別し、不足分は実施本部が貸与する。(別紙3：判定資機材等一覧表)

6 建物判定の実施

- (1) 班長は事前に実施本部からの被災地情報等を得て、実施本部で受付を終えた建物判定士に以下の説明を行う。
 - ①対象となる地区、建物とその優先順位
 - ②余震情報(震度、頻度等)
 - ③被災地情報(危険区域等)
 - ④気象情報(気温、風速、降雨)
 - ⑤出発、帰還時刻
 - ⑥判定地区への移動手段、道路状況
 - ⑦緊急時の連絡方法
- (2) 班長は実施本部の指示内容を班員に伝え、判定資機材を配布し、各判定地区へ移動を開始する。
- (3) 判定活動の終了時刻は日没とし、班長は終了時刻及び集合場所を班員に周知させる。
- (4) 実施本部への連絡及び報告等は班長を経由して行う。
- (5) 大津波警報、津波警報、津波注意報が出された場合、南部エリアは原則判定活動を中止し、実施本部の指示を待つ。
- (6) 判定活動中は応急危険度判定士登録証を携帯し、腕章等を身に付け、建物判定士の識別ができるようにする。
- (7) 判定活動は2人1組で行う。
- (8) 判定活動中は危険箇所等に常に注意を払い、無理な活動を行わない。
- (9) 緊急事態(判定活動中の事故、負傷等)や、倒壊の危険がある建物を発見した場合は、班長を経由して実施本部へ報告する。
- (10) 判定活動は迅速かつ的確に行い、移動中も含め建物判定士としての責任と被災地住民からの期待を認識し、誠意を持って行動する。
- (11) 判定活動終了後の問い合わせに対応するため、判定調査票に判定結果の判断理由及び対処方法等を記録し、安全ステッカーにも概略を記載する。
- (12) 津波被害を受けた建築物は判定の対象としない。
- (13) 判定活動終了後は事前に決定した集合場所に帰還し、判定結果を班長に報告する。
- (14) 班長は集合場所で班員の人数を確認し、実施本部へ帰還する。
- (15) 班長は班員から受けた判定結果等を集計し、実施本部へ報告する。
- (16) 班長は翌日以降も継続して判定活動に参加する地元判定士及び応援判定士に、翌日以降の判定活動についての調整や説明を行う。

7 判定結果の表示

- (1) 建物判定士は各建物の判定後、一棟ごとに「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを、居住者、利用者及び通行人が識別できる箇所に表示

する。

- (2) 判定ステッカーに判定結果の判断理由及び対処方法等について簡潔に記載する。

【記載例】

- ①基礎に大きな亀裂、被害拡大のおそれあり。避難所へ移動を。
 - ②建物の傾斜大、被害拡大のおそれあり。避難所へ移動を。
 - ③柱の一部が腐っており、被害拡大のおそれあり。避難所へ移動を。
 - ④電柱の倒壊で被害が及ぶ可能性あり。一時避難所へ移動を。
 - ⑤隣家の倒壊で被害が及ぶ可能性あり。一時避難所へ移動を。
 - ⑥屋根瓦が落ちそうで危険だが、修理すれば安全。
 - ⑦ブロック塀が傾いており、至急撤去の必要あり。
- (3) 指定文化財や登録文化財に登録された建物等については、判定ステッカーに指定文化財等であることを表示し、利用者及び通行人が識別できる箇所に添付する。
(別紙5：指定文化財等一覧表)

第6 住民対応

- 1 所有者または居住者等が在宅の場合は判定結果を直接通知し、判定結果に関する質疑等があった場合はわかりやすく適切に回答する。

【質疑応答の例】

- (1) 緑の表示について

Q. 「調査済」とはどういう意味か？今後どうすべきか？

- A. 建物被害は軽微であり引き続き使用可能と思われませんが、注意して使用してください。また、部分的に損傷している箇所は早めに応急修理を行ってください。

- (2) 黄の表示について

Q. 「要注意」とはどういう意味か？今後どうすべきか？

- A. (技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し) 建物に立ち入る場合はステッカーの注記に書いてある内容に従い、十分注意して使用してください。(就寝に使用できない場合は、その旨を必ず伝える。)

- (3) 赤の表示について

Q. 「危険」とはどういう意味か？今後どうすべきか？

- A. 建物は構造的に相当の被害を受けているため危険です。最寄りの避難所を利用してください。
- A. 落下危険物等の危険な要因を取り除くことで、建物は利用可能となります。
- A. 「危険」＝「解体しなければならぬ」という意味ではありません。

- (4) 各表示について

Q. 言うことを聞かなければならないのか？強制力はあるのか？

- A. これは技術的見地から判断した表示です。強制力はありませんが市民の皆さんの安全確保が目的のため、ご理解とご協力をお願いします。

- (5) 判定活動中の問合せ

Q. 何をしているのか？

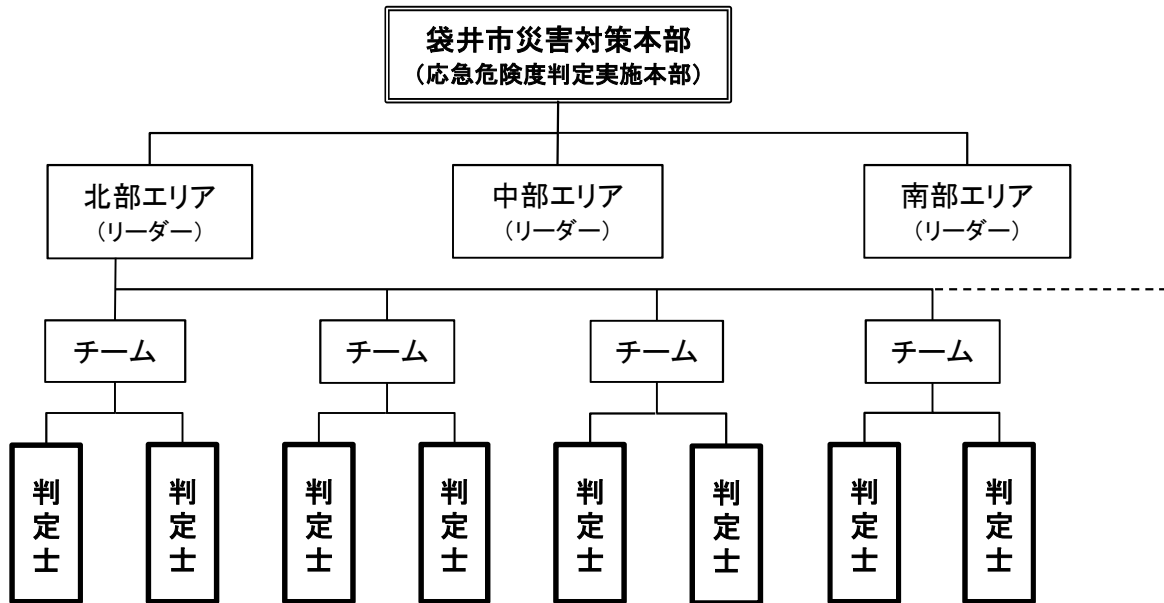
A. (応急事件度判定士登録証を提示し) 私たちは袋井市の要請により、余震による使用者の二次災害防止を図ることを踏まえ、被災した建物を引き続き使用できるかどうか、建物の安全性を判断しているところです。

また、応急危険度判定調査とは別に、被災世帯からの申請により、被災した住宅の被害の程度(全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊)を調査し、罹災(りさい)証明書の発行を行う被害認定調査というものがあります。

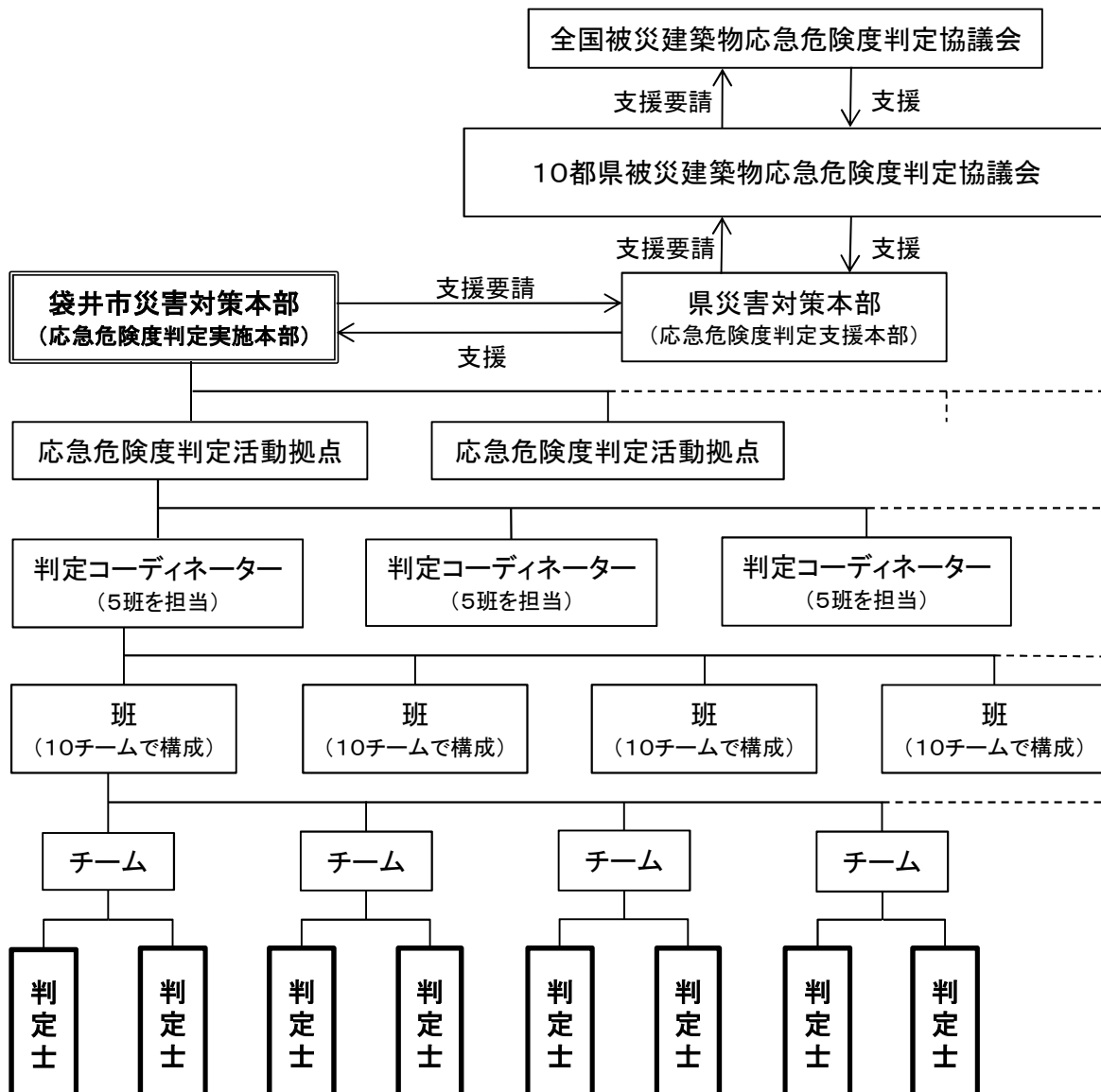
(別紙6：応急危険度判定と被害認定調査違い)

- 2 建物判定士は現地で建物判定以外の業務を求められた場合、依頼された内容の緊急性や重要性を考慮し実施本部に応援を求める。
- 3 担当外となる地区や対象外の用途及び構造の建物判定を依頼された場合は、丁重にお断りし、実施本部への問い合わせをお願いします。
- 4 判定に際して所有者または居住者等の理解が得られなかった場合、判定ステッカーを貼らずに判定結果を伝え、調査票にその記録をする。(ステッカーを剥がされた場合も同様)

第一次判定体制組織図



第二次判定体制組織図



避難所耐震性能リスト（中部エリア）

令和3年3月末時点

管轄	エリア	支 部	建築物		所在地	建築年 (西暦)	耐震基準	構造・階数		ランク	備 考	
			施設名	棟 名				構 造	階 数			
中部エリア	袋井北 袋井北四町		袋井市立袋井北小学校	北校舎西側	久能1580	1979	旧	RC	3	Ia	H14年度耐震工事済	
				北校舎東側		2008	新	RC	3	Ia		
				中校舎		1977	旧	RC	3	Ia	H14年度耐震工事済	
				南校舎西側		1977	旧	RC	3	Ia	H14年度耐震工事済	
				南校舎東側		1979	旧	RC	3	Ia	H14年度耐震工事済	
				増築棟		2018	新	S	3	Ia		
			袋井北コミュニティセンター	公民館	久能1330-2	1986	新	RC	2	Ib		
			袋井市立若草幼稚園	園舎	堀越766-1	1978	旧	RC	2	Ia	H15年度耐震工事済	
				遊戯室棟		1978	旧	S	1	Ia	H14年度耐震診断済	
			袋井市立若葉幼稚園	園舎	久能1310	2002	新	S	1	Ia		
			県立袋井商業高等学校	特別教室棟	久能2350	1962	旧	RC	4	Ib	※県有施設	
				第1体育館		1966	旧	S	2	Ia	※"	
			管理教室棟		1983	新	RC	4	Ia	※"		
			袋井市総合体育館(さわやかアリーナ)	体育館	久能1912-1	2019	新	RC・S	2	Ia		
			袋井 川井 袋井西 方丈 田原	袋井市立袋井中学校			南校舎	川井701	1978	旧	RC	4
北校舎西側		1973					旧	RC	3	Ia	H15年度耐震工事済	
昇降場		1978					旧	RC	3	Ia	H15年度耐震工事済	
技術棟		1978					旧	S	2	Ia	H15年度耐震工事済	
体育館		1985					新	S	2	Ia		
柔剣道場		1992					新	S	1	Ib		
北校舎東側		1995					新	RC	3	Ib		
北校舎中側		1996					新	RC	3	Ia		
袋井市立袋井西小学校	南校舎	川井442					1988	新	RC	3	Ia	
	体育館						1981	旧	S	1	Ia	H15年度耐震診断済
北校舎西側		1978					旧	RC	4	Ib	H14年度耐震工事済	
北校舎東側		1978					旧	RC	4	Ib	H14年度耐震工事済	
渡り廊下		1988					新	RC	3	Ib		
袋井市立袋井西幼稚園	東側園舎	川井568-1					1973	旧	S	1	-	H14年度耐震補強金物設置
	西側園舎						2000	新	S	1	Ib	
袋井西コミュニティセンター	公民館	川井582	2020	新	S	1	Ia					
袋井市立田原幼稚園	北側園舎	新池190-1	1989	新	S	1	Ib					
東側園舎		2006	新	S	1	Ia						
袋井市田原農村総合管理センター	集会場	新池3078	1998	新	S	1	Ia					
袋井東一 袋井東二	袋井市立袋井東小学校			南校舎西側	広岡2317-1	1976	旧	RC	3	Ia	H15年度耐震工事済	
				南校舎東側		1987	新	RC	2	Ia		
				北側校舎		1976	旧	RC	2	Ib	H15年度耐震工事済	
				南校舎西側中		1981	旧	RC	3	Ia	H15年度耐震工事済	
				体育館		1982	新	S	1	Ia		
				南校舎東側中		1981	旧	RC	3	Ia	H16年度耐震工事済	
	袋井市立袋井東幼稚園	中園舎西側	国本2288	1974	旧	S	1	-	H14年度耐震補強金物設置			
		西側校舎		1983	新	S	1	Ib				
		中園舎東側		1977	旧	S	1	-	H14年度耐震補強金物設置			
		東側園舎		1983	新	S	1	Ib				
袋井東コミュニティセンター	公民館	広岡2506-1	1980	旧	RC	2	Ia	H16年度耐震工事済				
豊 沢	袋井市立袋井南中学校			南校舎	愛野3110	1975	旧	RC	3	Ia	H15年度耐震工事済	
				北校舎		1975	旧	RC	4	Ib	H15年度耐震工事済	
				西渡り廊下		1975	旧	RC	2	Ia	H15年度耐震工事済	
				東渡り廊下		1975	旧	RC	1	Ia	H9年度耐震診断済	
				技術棟		1975	旧	S	1	Ia	H15年度耐震工事済	
				体育館		1978	旧	S	2	Ib	H8年度耐震工事済	
				柔剣道場		1993	新	S	1	Ia		
				豊沢ふれあい会館	公民館	豊沢210-1	2013	新	S	1	Ia	
				県立袋井高等学校	特別教室棟	愛野2446-1	1976	旧	RC	3	Ib	※県有施設
					特別教室棟		1978	旧	RC	3	Ib	※"
					特別教室棟		1977	旧	RC	3	Ia	※"
					管理教室棟		1978	旧	RC	3	Ia	※"
					第1体育館		1978	旧	S	2	Ia	※"
					特別教室棟		1987	新	RC	3	Ia	※"
				静岡理科大学	体育館	豊沢2200-2	不明	-	-	-	-	※民間施設
駅前 高尾	袋井市立袋井南小学校			北校舎	高尾740	1980	旧	RC	3	Ia	H16年度耐震工事済	
				南校舎西側		1984	新	RC	3	Ib		
				南校舎東側		2009	新	RC	3	Ia		
				体育館		1986	新	S	1	Ib		
				保育所	高尾676-2	1983	新	S	1	Ib		
" (乳児室)	保育所		2001	新	W	1	Ib					
袋井南コミュニティセンター-中央ホール	公民館	高尾754-1	1983	新	RC	3	Ia					
天理教山名大教会	西棟、翼棟	三門町7-1	不明	-	-	-	-	※民間施設				
高 南	袋井市立高南小学校			北校舎西側	上田町306-2	1982	新	RC	3	Ib		
				北校舎東側		1979	旧	RC	3	Ia	H15年度耐震工事済	
				南校舎中側		1979	旧	RC	3	Ia	H15年度耐震工事済	
				南校舎東側		1979	旧	RC	3	Ia	H15年度耐震工事済	
				南校舎西側		1982	新	RC	3	Ib		
				昇降場		1979	旧	RC	2	Ia	H10年度耐震診断済	
				体育館		1987	新	S	1	Ia		
				袋井市立高南幼稚園	北園舎西側	小川町19-1	1977	旧	S	1	-	H14年度耐震補強金物設置
					南側園舎		1982	新	S	1	Ib	
				北側園舎東側		1978	旧	S	1	-	H14年度耐震補強金物設置	
				高南コミュニティセンター	公民館	上田町267-8	1987	新	RC	2	Ia	
				袋井体育センター	体育館	上田町267-19	1980	旧	RC・S	2	Ib	H17年度耐震診断済
				サンライフ袋井	労働福祉	上田町267-5	1979	旧	RC	2	Ia	耐震診断済
				県立袋井特別支援学校(東遠分教室)	普通教室棟	高尾2753-1	1980	旧	RC	2	Ia	※県有施設
				県立袋井特別支援学校(東遠分教室)	特別教室棟		1996	新	RC	2	Ia	※"
県立袋井特別支援学校	高等部棟		1990	新	RC	2	Ia	※"				
県立袋井特別支援学校	管理教室棟		1990	新	RC	2	Ia	※"				
県立袋井特別支援学校	特別教室棟		1990	新	RC	3	Ia	※"				
県立袋井特別支援学校	第1体育館		1991	新	S	1	Ia	※"				

避難所耐震性能リスト（北部エリア、南部エリア）

令和3年3月末時点

管轄	建築物	所在地	建築年 (西暦)	耐震基準	構造・階数		ランク	備考			
					構造	階数					
エリア	支部	施設名	棟名								
北部エリア	三川	袋井市立三川小学校	校舎	友永38	1981	旧	RC	3	Ia	H16年度耐震工事済	
			体育館		1982	新	S	1	Ia		
		袋井市立三川幼稚園	園舎	友永113-1	1980	旧	S	1	-	H14年度耐震補強金物設置	
		三川コミュニティセンター	公民館	友永147	1985	新	RC	2	Ib		
	今井	袋井市立今井小学校	西側校舎	太田692	1981	新	RC	3	Ib	H15年度耐震工事済	
			東側校舎		1978	旧	RC	2	Ia		
			体育館		1986	新	S	1	Ia		
		袋井市立今井幼稚園	北側園舎	太田723-1	1978	旧	S	1	-	H14年度耐震補強金物設置	
			東側園舎		1997	新	S	1	Ib		
		今井コミュニティセンター	公民館	太田687	1988	新	RC	2	Ia		
			静岡県温室農業協同組合クラウンメロン支所	小山219	1991	新	S	3	-	※民間施設	
	宇刈	袋井市立山梨小学校	北校舎東側	春岡684	1984	新	RC	3	Ib		
			北校舎西側		2012	新	RC	3	Ia		
			南校舎西側		2003	新	RC	3	Ia		
			南校舎東側		2004	新	RC	3	Ia		
			南校舎中側		2004	新	RC	3	Ia		
			渡り廊下		2004	新	RC	2	Ia		
			体育館		1994	新	S	1	Ib		
		袋井市立山梨幼稚園	A棟	春岡1-8-7	2010	新	S	1	Ia		
			B棟		2010	新	S	1	Ia		
			C棟		2010	新	S	1	Ia		
		宇刈いきいきセンター	多目的ホール	宇刈1121-1	2005	新	S	1	Ia		
	管理棟		宇刈1121-1	2005	新	W	1	Ib			
	上山梨	山名コミュニティセンター	公民館	上山梨4-3-1	1985	新	RC	2	Ib		
		袋井市月見の里学遊館	一般部	上山梨4-3-7	2001	新	PC	2	Ia		
			市民ホール		2001	新	RC	2	Ia		
	下山梨	袋井市立周南中学校	南校舎	下山梨1-1-1	1983	新	RC	4	Ib		
			技術棟		1983	新	S	1	Ib		
			北校舎		1986	新	RC	3	Ib		
			体育館		1993	新	S	2	Ib		
			柔剣道場		1993	新	S	1	Ib		
			教育棟		2018	新	S	3	Ia		
	南部エリア	笠原	袋井市立笠原小学校	西側校舎	山崎4822	1971	旧	RC	3	Ia	H15年度耐震工事済
東側校舎					1979	旧	RC	3	Ia		
体育館					1981	旧	S	1	Ia		
笠原こども園			園舎	山崎5093-13	2017	新	S	1	Ia	H15年度耐震診断済	
旧笠原保育所			保育所	岡崎567-1	1979	旧	RC	1	Ia		
笠原コミュニティセンター			公民館	山崎5101	1993	新	RC	2	Ia	H14年度耐震工事済	
笠原コミュニティセンタープラザホール			体育館	山崎5093-5	2005	新	S	1	Ia		
岡崎会館			隣保館	岡崎2525	1987	新	RC	2	Ia		
中遠クリーンセンター			管理棟	岡崎6635-192	2008	新	RC	3	Ia		
風見の丘			工場棟		2008	新	RC・S・SRC		Ia		
			健康増進施設	岡崎6635-8	2011	新	RC・S・W	1	Ia		
浅羽北		袋井市立浅羽北小学校	北校舎	浅羽1322	1971	旧	RC	2	Ib	S61年度耐震工事済	
			中校舎		1971	旧	RC	2	Ib		
			南校舎		1979	旧	RC	2	Ib	H15年度耐震工事済	
			体育館		2010	新	RC・S	1	Ia		
			袋井市立浅羽北幼稚園	園舎	浅名41	2001	新	S	1	Ib	
			浅羽北コミュニティセンター	公民館	浅羽2857	1988	新	RC	1	Ib	
			袋井市立浅羽東小学校	北校舎	浅羽2800	1991	新	RC	3	Ib	
				南校舎		1991	新	RC	3	Ib	
			袋井市立浅羽東幼稚園	園舎	浅羽2617-1	1992	新	RC	1	Ib	
			袋井市立浅羽中学校	北校舎	浅名822	1983	新	RC	2	Ib	
	中校舎			1965	旧	RC	2	Ib	S59年度耐震工事済		
	南校舎			1966	旧	RC	2	Ib	S59年度耐震工事済		
	体育館			2007	新	RC・S	2	Ia	H14年度耐震工事済		
	柔剣道場			1978	旧	S	1	Ib			
	メロープラザ	ホール	浅名1027	2010	新	RC・S・SRC	2	Ia			
		会議室棟		2010	新	RC	2	Ia			
		事務室棟		2010	新	RC	2	Ia			
		和室棟		2010	新	RC	1	Ia			
		一時使用園舎		2005	新	S	1	Ib			
浅羽西	袋井市立浅羽西幼稚園	園舎・管理棟	長溝873-1	1980	旧	S	1	-	H13年度耐震補強金物設置		
		一時使用園舎		2005	新	S	1	Ib			
浅羽西コミュニティセンター	公民館	中410	1990	新	RC	2	Ib				
浅羽東	浅羽東コミュニティセンター	公民館	梅山63-1	1988	新	RC	1	Ib			
浅羽南	袋井市立浅羽南小学校	北校舎	西同笠148	1992	新	RC	3	Ib	H16年度耐震工事済		
		中校舎		1979	旧	RC	2	Ib			
		南校舎		1979	旧	RC	2	Ib			
		体育館		1999	新	RC	1	Ib			
		中棟渡り廊下		1979	旧	RC	1	Ia		H10年度耐震診断済	
		南棟渡り廊下		1979	旧	RC	1	Ia		H10年度耐震診断済	
	袋井市立浅羽南幼稚園	園舎	松原1793	1980	旧	S	1	-	H13年度耐震補強金物設置		
		管理棟		1980	旧	S	1	-			
		遊戯室		1980	旧	S	1	-	H13年度耐震補強金物設置		

判定士機材等一覧表 (P3関係)

令和3年3月末時点

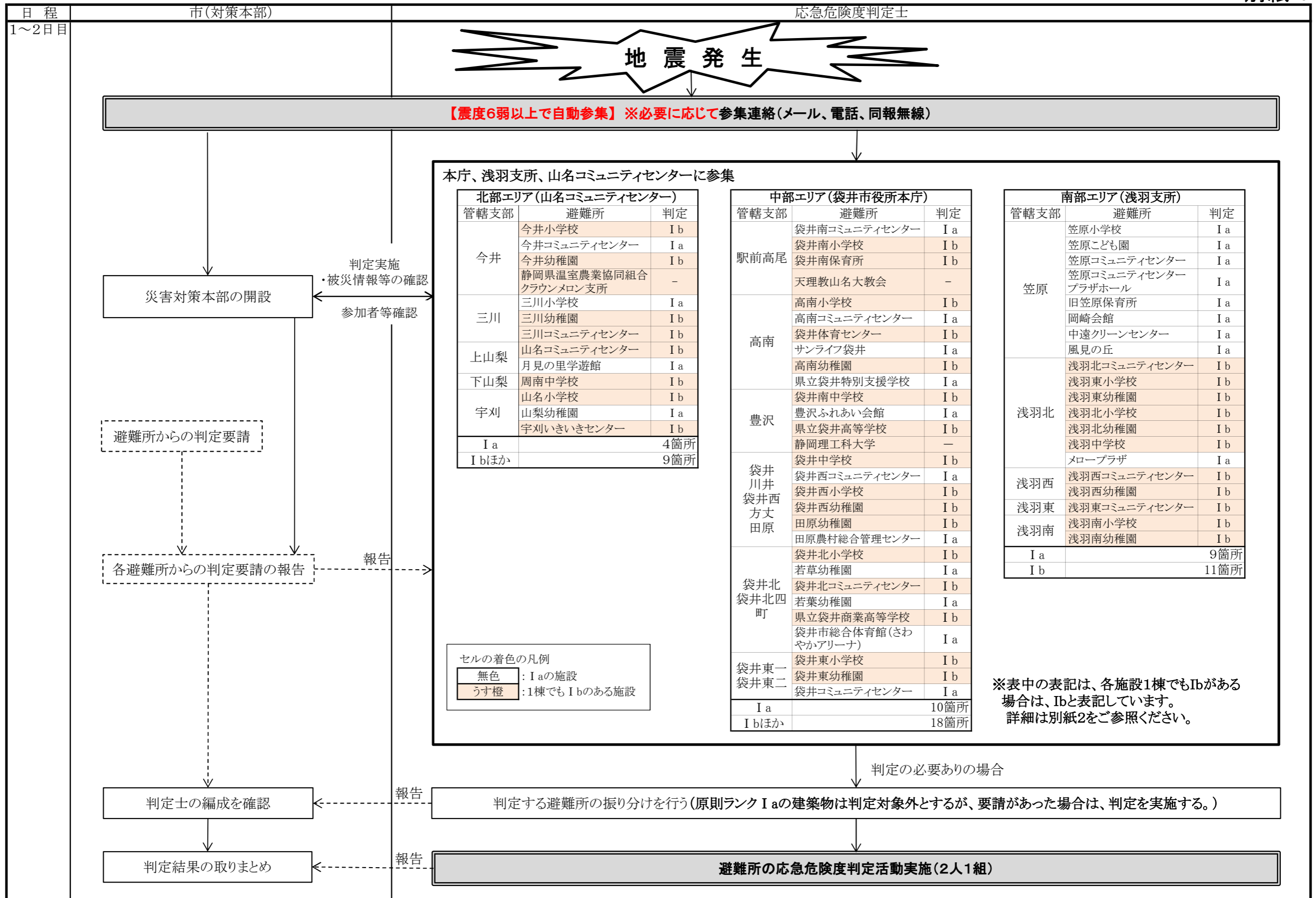
判定体制	保管場所	
第一次判定	北部エリア	山名コミュニティセンター（北側防災倉庫内に保管）
	中部エリア	袋井市役所（北駐車場西側防災倉庫内、北扉側に保管）
	南部エリア	浅羽支所（2階共用相談室、北側棚内に保管）
第二次判定	袋井市役所 都市計画課 ※	

区分	判定士機材	準備者						地元判定士	応援判定士	チェック欄	
		市				合計					
		北 部	中 部	南 部							
必携品	判定士登録証					0	○	○	<input type="checkbox"/>		
	身分証明書（免許証等）					0	○	○	<input type="checkbox"/>		
	保険証					0	○	○	<input type="checkbox"/>		
	腕章	○	15	80	15	110			<input type="checkbox"/>		
	判定調査票（木造）	○	100	22,000	100	22,200			<input type="checkbox"/>		
	判定調査票（S造）	○	100	5,800	100	6,000			<input type="checkbox"/>		
	判定調査票（RC造）	○	100	6,300	100	6,500			<input type="checkbox"/>		
	判定ステッカー（緑）	○	40	20,950	60	21,050			<input type="checkbox"/>		
	判定ステッカー（黄）	○	40	10,950	60	11,050			<input type="checkbox"/>		
	判定ステッカー（赤）	○	40	7,450	60	7,550			<input type="checkbox"/>		
	落下物注意ステッカー	○	50	400	50	500			<input type="checkbox"/>		
	避難所・判定地区マップ	○				0			<input type="checkbox"/>		
	判定士業務マニュアル	△				0	○		<input type="checkbox"/>		
	判定士手帳	△				0	○		<input type="checkbox"/>		
	ヘルメット	△				0	○	○	<input type="checkbox"/>		
	バインダー	○	8	52	8	68	△	○	<input type="checkbox"/>		
	下げ振り	○	8	25	8	41	△	○	<input type="checkbox"/>		
	クラックスケール	○	9	26	8	43	△	○	<input type="checkbox"/>		
	コンボックス	△	3	5	3	11	○	○	<input type="checkbox"/>		
	ガムテープ	○	8	64	8	80	△	○	<input type="checkbox"/>		
	マジック	△	8	24	10	42	○	○	<input type="checkbox"/>		
	筆記用具					0	○	○	<input type="checkbox"/>		
	雨具					0	○	○	<input type="checkbox"/>		
	防寒具					0	○	○	<input type="checkbox"/>		
	宿泊に必要な物					0	○	○	<input type="checkbox"/>		
	防塵マスク	△				0	○	○	<input type="checkbox"/>		
	軍手	△	24	72	24	120	○	○	<input type="checkbox"/>		
ナップサック	○	8	65	8	81	△	○	<input type="checkbox"/>			
水筒					0	○	○	<input type="checkbox"/>			
携行食					0	○	○	<input type="checkbox"/>			
個人常備薬					0	○	○	<input type="checkbox"/>			
携帯電話					0	○	○	<input type="checkbox"/>			
あると便利なもの	テストハンマー	△	3	11	3	17	△	△	<input type="checkbox"/>		
	ペンライト（懐中電灯）	△	3	7	3	13	△	△	<input type="checkbox"/>		
	ホイッスル	△	3	7	3	13	△	△	<input type="checkbox"/>		
	双眼鏡					0	△	△	<input type="checkbox"/>		
	コンパス（方位磁石）					0	△	△	<input type="checkbox"/>		
	カメラ					0	△	△	<input type="checkbox"/>		
	ポケットナイフ					0	△	△	<input type="checkbox"/>		
	簡易医薬品等					0	△	△	<input type="checkbox"/>		

○・・・必ず準備するもの

△・・・保持していれば準備するもの

※リーダーは第一次判定体制終了後、第二次判定体制が開始される際に判定拠点の判定資機材等を実施本部（袋井市役所 都市計画課）へ運搬する。



指定文化財等一覧表 (P7関係)

(平成30年4月現在)

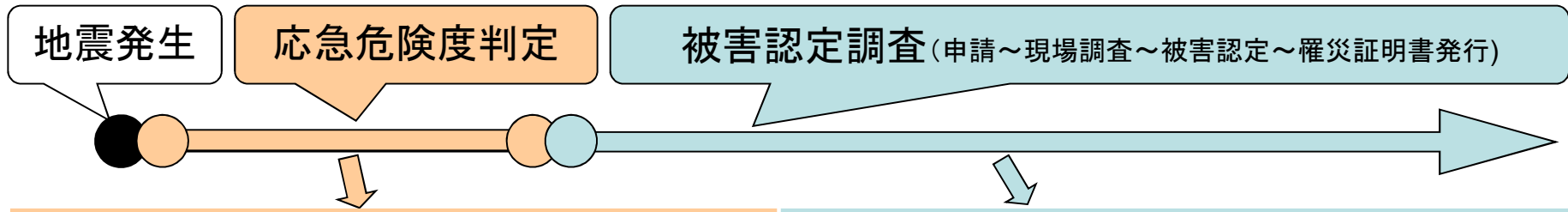
1 指定文化財

	名称	所在地	所有者
重要文化財	富士浅間宮本殿	国 本	富士浅間宮
	油山寺山門	村 松	油山寺
	油山寺三重塔	村 松	油山寺
	油山寺本堂内厨子	村 松	油山寺
	尊永寺仁王門	豊 沢	尊永寺
県指定	油山寺本堂	村 松	油山寺
	油山寺書院	村 松	油山寺
	可睡齋護国塔	久 能	可睡齋
	西楽寺本堂	春 岡	西楽寺
	油山寺方丈	村 松	油山寺
市指定	白山権現社	高 尾	赤尾洪垂神社
	雲谷寺東司	大 谷	雲谷寺
	尊永寺黒門	豊 沢	尊永寺
	建福寺薬師堂	川 会	建福寺
	旧澤野医院	川 井	袋井市

2 登録文化財

	名称	所在地	所有者
国登録	可睡齋瑞龍閣	久 能	可睡齋
	可睡齋東司	久 能	可睡齋
	旧中村洋裁学院	袋 井	個人

～ 地震で自宅が被害を受けたら ～



自宅は大丈夫？ 被災建築物応急危険度判定

(発災後、速やかに実施)

目的: 二次災害防止
 役割: 建物への立入りの危険性を住民へ情報提供
 (目につきやすいところへ掲示)
 調査者: 袋井市が要請した応急危険度判定士

(緑紙)注意して使用

(黄紙)立入る際は
十分注意

(赤紙)立入り危険

生活再建へ向けて 被害認定調査

(発災後、一週間程度から実施)

目的: 被災した住宅の被害の程度(全壊,大規模半壊,半壊,一部損壊)を認定
 役割: 調査結果に基づき被災世帯に「罹災(りさい)証明書」を発行
 調査者: 袋井市の職員等

被災世帯から、袋井市へ申請

↓

被害認定調査

↓

被害の程度の認定

罹災(りさい)証明書の発行

↓

被災者支援策の活用

※罹災証明書は、被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理など、様々な公的支援を受ける際に必要です。